

●災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金相談窓口開設 平成23年5月2日(月)

●災害義援金、被災者生活再建支援金、

(災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金)受付開始

・平成23年5月9日(月)午前9時～

・5月中は土日、祝日も開所。(当分の間、1日に100人のみの受付とする)

・6月から土曜、日曜、祝日は閉庁。平日は、午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時(大槌小1階スペース)

※役場は6月から土曜日、日曜日および祝日は閉庁。

●窓口体制

① 義援金(建物)、生活再建支援金3(町職員2、県派遣1)

② 義援金(死亡)、弔慰金8(町職4、県派遣4)2人1組対応。

③ 総合案内2(県派遣2)

④ 電話受付2(臨職1、県派遣1)

⑤ 調査係3(町職1、県派遣2)

※入力作業

①義援金4(県派遣4) ②支援金1(県派遣1)

※伝票処理

①義援金1(町職1) ②弔慰金1(町職1)

1 災害弔慰金(災害関連死)、災害障害見舞金 事業

1 主要な事務・事業の説明

(1) 東日本大震災により死亡、行方不明となった方の遺族に対し弔慰金を支給。

弔慰金の額 生計維持者500万円、その他250万円

・支給件数1,148件 3,505,060,000円

(2) 津波や建物の倒壊など震災により直接死因していない場合でも、震災に起因する死亡と判定されれば「災害関連死」として災害弔慰金を支給。

・災害関連死認定数 51名

(3) 東日本大震災により重度の障害を受けた方に対し、障害見舞金を支給。

障害見舞金額 生計維持者250万円、その他125万円

・支給件数3件 6,250,000円

災害弔慰金

●H23. 8. 2 (生再第 83 号) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者お死亡当時における兄弟姉妹を追加となる。ただし、死亡した者と当時同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。ただし、死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

●H23. 8. 5 (生再第 88 号) 災害弔慰金の支給等に関する法律における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給制限について

警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令に基づき、警察官、消防職員、消防団員は災害弔慰金が対象外となる。

●H23. 8. 25 (大福発第 106 号) 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務委託について

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給には、東日本大震災との関連等（災害関連死）を判断する必要があるが、被災市町村ではその体制や能力において対応するには困難な状況下にあることから岩手県に委託することとした。

(参考) 災害弔慰金等支給審査会委員 5 名

弁護士、院長、県社協専務理事、岩手大学教授、岩手医大助教で構成

●H23. 9. 22 提出 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて (H23. 9. 29 原案可決)

●H24. 4. 12 (生再第 36 号) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について

岩手弁護士会より「災害関連死に対する死亡弔慰金に関する要望書」が提出。要望書では、災害関連死の疑いがあるときは住民に対し広報すること、弁護士へ相談を促すことなどが記載。これを受け、県の HP 等での周知を図り、市町村においても住民に対し一層配慮するよう通知。

●H24. 10. 16 (地福第 568 号) 行政不服審査法の教示に関する適切な運用について

H24. 7. 19 付、地福第 345 号にて通知しているところだが、災害弔慰金の支給に関して不支給となった方の遺族に対し行政不服審査法に基づく教示がなされていない旨の新聞報道をうけ、行政不服審査法の規定に基づく異議申立又は他の法令に基づく不服申立についての教示について適切な運用を図るよう通知。

●H25. 3. 27 (生再第 1019 号) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波災害関連死認定基準の改

訂について

「震災と疾病との因果関係」について、事例を具体的に記述。「避難所等の生活の肉体的・精神的疲労」は「因果関係有」と判断すると明記。

「自殺の場合」については、疾病の国際分類による精神障害を発病していることなどを明記。

▼ (4) 災害弔慰金

相談件数	支給件数	歳 出	備 考	非該当者	保 留
1,277 件	1,148 件	3,505,060,000 円	@500万円× 254 件 、 250万円× 894 件	124 件	10 件

▼ (5) 災害障害見舞金

相談件数	支給件数	歳 出	備 考	非該当者	保 留
3 件	3 件	6,250,000 円	@250万円× 2 件 、 125万円× 1 件	-	0 件

▼ 3 災害関連死

▼ (1) 災害弔慰金審査会関係

相談件数	審査件数	認定件数	支払件数	不認定	保留件数	備 考
93 件	93 件	48 件	45 件	45 件	0 件	

▼ (2) 災害義援金審査会関係

相談件数	審査件数	認定件数	支払件数	不認定	保留件数	備 考
4 件	4 件	2 件	2 件	2 件	0 件	

2 災害義援金 事業

1 主要な事務・事業の説明

(1) 大槌町災害義援金事業（大槌町に寄せられた義援金）

全国から当町に直接寄せられた義援金を「大槌町災害義援金配分委員会」にて配分額等を決
定し支給。

- ・死亡又は行方不明者見舞金（2万円）、
- ・家屋損壊等見舞金（全壊2万円、半壊2万円）、
- ・障害障害見舞金（2万円）、
- ・未成年者見舞金（両親100万円、片親死亡50万円）、
- ・住家損壊等見舞金（一部損壊5万円、貸家5万円、空家3万円、ひとり親5万円、
要介護5万円、障害者5万円、子育て支援5万円）

●H23.3.17 付け、地福第976号 東北地方太平洋沖地震に係る義援金の取扱について

義援金は、全国規模の団体（日赤、共同募金会）と岩手県で実施しているが、市町村でも受付

が可能。義援金を配分する場合は、配分委員会を組織し、配分ルールを決定する旨、通知。

●大槌町災害義援金配分委員会設置要綱

(H23.12.22付、大被支第39-1号、H24.1.5から適用)

- ・委員任期 H24.1.31から大槌町災害義援金の配分が完了するまで
 - ・委員7名で構成
 - ・会長は副町長、副会長は社協会長
- 構成員：町議会議長、社会福祉協議会長、民生児童委員協議会長、行政連絡員協議会長、
岩手県弁護士会、教育員会教育長、副町長
- ・大きな被害を受けた方、被災した子供、高齢者など弱者救済、また支援を受けていない被災者（一部損壊、アパートの大家、空家の所有者等）への支援を目的に配分された。

歳 入				歳 出			
No	区分	件数	金額	No	区分	件数	金額
1	個人	1,740 件	89,413,352 円	1	死亡又は行方不明者見舞金	2,523 件	50,460,000 円
2	法人	737 件	313,870,812 円	2	家屋損壊等見舞金（全壊等）	6,236 件	124,720,000 円
				3	家屋損壊等見舞金（半壊等）	1,384 件	27,680,000 円
				4	災害障害見舞金	5 件	100,000 円
				5	未成年者見舞金（両親死亡）	14 件	14,000,000 円
				6	未成年者見舞金（片親死亡）	170 件	85,000,000 円
				7	住家損壊等見舞金（一部損壊）	112 件	5,600,000 円
				8	住家損壊等見舞金（貸家等）	142 件	7,100,000 円
				9	住家損壊等見舞金（空家等）	82 件	2,460,000 円
				10	住家損壊等見舞金（ひとり親）	105 件	5,250,000 円
				11	住家損壊等見舞金（要介護）	136 件	6,800,000 円
				12	住家損壊等見舞金（障がい者）	174 件	8,700,000 円
				13	住家損壊等見舞金（子育て支援）	925 件	46,250,000 円
	計	2,477 件	403,284,164 円		計	12,008 件	384,120,000 円
《摘要》							
1 収支残額 : 19,164,164 円 2 執行率 : 95.2% 3 その他 :							

※歳入（2,477件）403,284,164円 — 歳出（12,008件）384,120,000円

＝残 19,164,164円（執行率95.2%）

(2) 災害義援金事業

岩手県において、日本赤十字社、中央共同募金会から県に配分された義援金と岩手県災害義援金募集員会に寄せられた義援金を「平成23年東北太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会」により配分基準を定め市町村に配分。町から被災者へ支給。

●H23.4.8 付け、地福第23号 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会の設置について

構成団体…岩手県、日本赤十字社岩手県支部、共同募金会、岩手日報社、NHK 盛岡放送局、岩手県社会福祉協議会、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会

●H23.4.14 付け、地福第70号 義援金の配分事務等について

歳入歳出外現金口座を登録。

「大槌町災害義援金 大槌町長職務代理者副町長 ■■■■■
岩手銀行 ■■■支店（普通）■■■■■」

●H23.6.14 付、地福第34号 第1時配分金交付要領の改正について

死亡または行方不明者見舞金の交付対象者に「生計をともにしていた兄弟姉妹等」を追加。

【変更後の受給者】

配偶者、子、父母、孫及び祖父母、これによりがたい場合、

- ① 生計をともにしていた兄弟姉妹
- ② 前号に該当しないものであって生計を共にしていた三親等内の親族
- ③ 葬祭を行った親族

●H23.8.30 付、地福第110号 第1次配分金要領の改正について

住家損壊等見舞金の交付について、1戸の住宅に複数世帯が存在する場合、代表の1世帯主に交付するものとしていたが、例外として住民登録されていた複数の世帯であって当該住宅に居住していた者と市町村が認める場合、各世帯主に対し交付することができるように改正。

●H24.1.23 付け 義援金交付事務に係る監査の実施について

「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金に係る市町村配分事務局監査実施要領」に基づき、H24.3.26 役場小会議室にて監査を実施。

- ・監査員 日本赤十字社岩手県支部監査員、日本赤十字社岩手県支部配分委員会監事、岩手県復興局生活再建課主査 3名来庁。

(3) 災害義援金

① 収支

歳 入	歳 出	残 額	執 行 率	備 考
8,563,931,000 円	8,548,672,000 円	15,259,000 円	99.8%	

② 歳出内訳

No.	区 分	人的被害		住家被害(全壊等)		住家被害(半壊等)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1	第1次配分	1,278 件	639,000,000 円	3,164 件	1,582,000,000 円	707 件	176,750,000 円
2	第2次配分(1回目)	1,278 件	1,041,570,000 円	3,163 件	2,577,845,000 円	706 件	377,004,000 円
3	〃 (2回目)	1,275 件	168,300,000 円	3,158 件	416,856,000 円	705 件	46,530,000 円
4	〃 (3回目)	1,273 件	92,929,000 円	3,149 件	229,877,000 円	700 件	51,100,000 円
5	第3次配分(1回目)	1,268 件	126,800,000 円	3,144 件	314,400,000 円	700 件	46,900,000 円
6	〃 (2回目)	1,265 件	55,660,000 円	3,124 件	137,456,000 円	693 件	17,325,000 円
7	〃 (3回目)	1,253 件	73,927,000 円	3,094 件	182,546,000 円	685 件	32,195,000 円
8	〃 (4回目)	1,241 件	42,194,000 円	3,059 件	104,006,000 円	674 件	15,502,000 円
	計	10,131 件	2,240,380,000 円	25,055 件	5,544,986,000 円	5,570 件	763,306,000 円

- ① 人的被害(死亡又は行方不明者見舞金175万7千円) 10,131件 2,240,346,000円
 ② 住家被害(全壊175万7千円) 25,055件 5,544,986,000円
 ③ 住家被害(半壊108万5千円) 5,568件 763,236,000円

3 被災者生活再建支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅のり災程度に応じて支援金を支給。支給は公益財団法人都道府県会館より直接振込。

●H23.12.6付、生再第233号 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間の延長について

平成25年4月10日まで延長。

被害が広範囲かつ甚大であること、解体業者が不足しているため

●H24.2.24付、生再第539号 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の延長について

平成30年4月10日まで延長。

被害が広範囲かつ甚大であり、住宅再建の前提となる土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の計画、実施までに相当時間を要するため

●H24.12.25 付、生再第 7 7 1 号 被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の再延長について

平成 2 6 年 4 月 1 0 日まで延長。

被害が広範囲かつ甚大であること、解体業者が不足しているため

●H25.12.10 付、生再第 8 3 4 号 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の延長について

平成 2 7 年 4 月 1 0 日まで延長。

被害が広範囲かつ甚大であること、解体業者が不足しているため

●H26.12.2 付、生再第 2 0 5 号 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の延長について

平成 2 8 年 4 月 1 0 日まで延長。

被害が広範囲かつ甚大であること、解体業者が不足しているため

(2) 被災者生活再建支援金

① 基礎支援金

区 分	進達件数			支給件数		
	単身世帯	複数世帯	計	単身世帯	複数世帯	計
全壊・全焼	925 件	2,284 件	3,209 件	919 件	2,282 件	3,201 件
半壊解体	70 件	80 件	150 件	70 件	79 件	149 件
大規模半壊	169 件	406 件	575 件	169 件	406 件	575 件
その他(取上等)	2 件	6 件	8 件	0 件	0 件	0 件
計	1,166 件	2,776 件	3,942 件	1,158 件	2,767 件	3,925 件

② 加算支援金

区 分	進達件数			支給件数		
	単身世帯	複数世帯	計	単身世帯	複数世帯	計
建築・購入	112 件	693 件	805 件	98 件	635 件	733 件
うち町内	(60 件)	(412 件)	(472 件)	(51 件)	(378 件)	(429 件)
うち町外	(52 件)	(281 件)	(333 件)	(47 件)	(257 件)	(304 件)
補修	98 件	425 件	523 件	93 件	416 件	509 件
賃借	36 件	44 件	80 件	32 件	40 件	72 件
計	246 件	1,162 件	1,408 件	223 件	1,091 件	1,314 件

4 生活再建住宅支援事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入、修繕等に要する経費に対し交付。利子補給、補修、宅地復旧、復興住宅関連(バリアフリー・県産材使用)

- (1) 被災住宅債務利子補給(新築・補修・既往債務) 27件 6,423,000円
- (2) 被災住宅補修等(補修、耐震改修、バリアフリー、県産材) 143件 53,325,000円
- (3) 宅地復旧 36件 33,373,000円
- (4) 災害復興住宅新築等(バリアフリー、県産材) 190件 121,300,000円

●被災住宅債務利子補給交付要綱制定

(告示日：H24.3.26、告示第25号の1、H24.4.1から施行し、H23.3.11から適用)

●被災住宅債務利子補給交付要綱一部改正

(告示日：H26.3.26、告示第31号、H26.3.26から施行しH23.3.11から適用)

※申請受付期間を平成28年度末→平成30年度末までに改正。

●災害復興住宅新築等補助金交付要綱制定

(告示日：H24.5.29、告示第53号、H24.6.22から施行し、H23.3.11から適用、H29.3.31まで)

●災害復興住宅新築等補助金交付要綱一部改正

(告示日：H26.3.26、告示第30号、H26.3.26から施行しH23.3.11から適用、H31.3.31まで)

※申請受付期間をH29.3.31→H31.3.31までに改正。

※県「生活再建住宅支援事業補助金要綱」が一部改正されたため。

住宅再建関係

(1) 大槌町被災住宅債務利子補給

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
新築	11 件	2 件	2 件	120,000 円	
補修	20 件	18 件	18 件	663,000 円	
既往住宅債務	16 件	7 件	7 件	5,640,000 円	
計	47 件	27 件	27 件	6,423,000 円	

(2) 大槌町被災住宅補修等補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
補修工事	51 件	41 件	41 件	10,700,000 円	
耐震改修工事	15 件	2 件	2 件	1,200,000 円	
バリアフリー改修工事	87 件	77 件	77 件	37,247,000 円	
県産材使用改修工事	29 件	23 件	23 件	4,178,000 円	
計	182 件	143 件	143 件	53,325,000 円	

(3) 大槌町被災宅地復旧補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
被災宅地復旧工事	47 件	36 件	36 件	33,373,000 円	

(4) 大槌町災害復興住宅新築等補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
バリアフリー対応	137 件	137 件	137 件	108,000,000 円	
県産材使用	53 件	53 件	53 件	13,300,000 円	
計	190 件	190 件	190 件	121,300,000 円	

5 被災者住宅再建支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入等に要する経費に対し交付。

複数世帯 100 万円 単身世帯 75 万円

・支給件数 347 件 334,100,000 円

●被災者住宅再建事業補助金交付要綱制定

(告示日：H24.5.29、告示第 54 号、H24.6.22 から施行し H23.3.11～H29.3.31 まで適用)

●H26. 2. 12 付、生再第 964 号 被災者住宅再建支援事業の実施期間の延長について

※申請期間を H28 年度末→H30 年度まで 2 年間延長

※土地区画整理事業などの面整備にさらに時間を要することが見込まれるため復興計画の最終年度まで延長するもの。

●被災者住宅再建事業補助金交付要綱一部改正

(告示日：H26. 6. 5、告示第 81 号、H26. 6. 5 から施行し、H23. 3. 11～H31. 3. 31 まで適用)

※申請受付期間を H29. 3. 31→H31. 3. 31 までに改正。

※県「被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱」が一部改正されたため。

(5) 大槌町被災者住宅再建支援事業補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
単数世帯	44 件	44 件	44 件	32,450,000 円	
複数世帯	303 件	303 件	303 件	301,650,000 円	
計	347 件	347 件	347 件	334,100,000 円	

6 生活復興支援資金貸付金償還利子補給 事業 (新規)

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の生活復興支援資金の貸付を受けた方が支払う利子に対して補給する。

- ・支給件数 1 件 3,500 円 (H25 年度)
- ・支給件数 1 件 6,000 円 (H26 年度)

●生活復興支援資金貸付金償還利子補給補助金交付要綱制定

(告示日：H23. 10. 17、告示第 33 号、H23. 10. 17 から施行し、H23 年度から適用)

7 災害援護資金貸付金 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により負傷又は住宅・家財の損害を受けた方に対し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付金の額 被害状況により最大 350 万円、無利子(保証人がいない方は年利 1.5%)

据置期間 6 年、返済期間 7 年

- ・支給件数 7 1 件 185,850,000 円
- ・繰上償還 1 件 1,000,000 円

- 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例及び大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

(H23. 5. 30 告示、条例第 10 号、規則第 10 号、H23. 3. 11 から適用)

※東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置を定めるもの

- 災害援護資金貸付金償還利子補給補助金交付要綱の制定

(H23. 8. 25、告示第 18 号、H23. 8. 25 から施行、H23. 4. 1 から適用)

災害援護資金の貸付を受けた者が支払うこととなる利子に対し利子補給補助金を交付し資金借受者の経済的負担の軽減を図るため。

(6) 災害援護資金

区 分	相談件数	決定件数	決 定 金 額	繰上償還	金 額	備 考
平成23年度	37 件	37 件	90,600,000 円			
平成24年度	21 件	17 件	48,900,000 円			
平成25年度	19 件	17 件	46,350,000 円			
平成26年度	0 件	0 件	0 円	1件	1,000,000円	
計	77 件	71 件	185,850,000 円	1件	1,000,000円	

8 防災集団移転促進 事業 C-23 (新規)

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した防災集団移転対象者が再建した場合、利子補給、引越に伴う費用経費に交付。

引越費用 80.2 万円(上限)、利子補給 457 万円 (上限)

- 防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金交付要綱制定

(告示日：H25. 7. 17、告示第 115 号、H25. 7. 17 から施行、H28. 3. 31 まで)

- 防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金交付要綱一部改正

(告示日：H26. 4. 1、告示第 33 号、H26. 4. 1 から施行し、H23. 3. 11 から適用)

※国の東日本大震災復興交付金交付要綱 (H26. 3. 28 付国官会第 3216 号) により利子補給額の改正があったため。

② 住宅建設分 上限 444 万円→上限 457 万円

②用地造成分 上限 58 万円→上限 59 万 7 千円

③家屋の取壊し、家財道具の運搬費用分上限 78 万円→上限 80 万 2 千円

(10) 防災集団移転促進事業に係る引越費用補助

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
防災集団移転促進事業	175 件	175 件	175 件	16,684,885 円	

(11) 防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決 定 金 額	備 考
防災集団移転促進事業	8 件	8 件	1 件	5,392,632 円	

9 大槌町被災者独自支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入中古、利子補給等に要する経費に対し交付。あわせて被災者の引越に伴う費用に対し交付。

① 新築 1 棟補助 200 万円

※災害公営住宅の入居や維持管理が懸念されるため、少しでも住宅再建を促すため
上乗せ 50 万円とする。(150 万円→200 万円)

② 中古住宅 50 万円

③ 利子補給

※防集事業と格差をなくし、区画整理内の自力再建を促すため 上限 444 万円

※区画整理事業以外の被災者にも自力再建を促すため 上限 300 万円

④ 引越費用 10 万円(上限)

※応急仮設住宅等から新居への引越支援、防集事業との格差是正のため。

●被災者住宅再建事業利子補助金交付要綱制定

(告示日：H25.8.1、告示第 128 号、H25.8.1 から施行し H23.3.11 から適用、H31.3.31 まで)

●被災者引越補助金交付要綱制定

(告示日：H24.10.10、告示第 81 号、H24.11.1 から施行、H23.3.11 から適用、H31.3.31 まで)

●被災者引越補助金一部改正

(告示日：H26.6.5、告示第 82 号、H26.6.5 から施行し H23.3.11 から適用)

※引越費用の実費分のうち、補助対象経費は、千円未満切り捨てとする旨、改正。

●中古住宅購入支援事業補助金交付要綱制定

(告示日：H25.8.1、告示第 129 号、H25.8.1 から施行し H23.3.11 から適用、H31.3.31 まで)

●被災者新築住宅支援事業補助金交付要綱制定

(告示日：H24.10.10、告示第83号、H24.11.1から施行しH23.3.11から適用、H31.3.31まで)

●被災者新築住宅支援事業補助金一部改正

(告示日：H25.8.1、告示第140号、H25.8.1から施行しH23.3.11から適用、H31.3.31まで)

※補助金額を150万円から50万円上乘せし、200万円に改正。

▼ (6) 大槌町被災者住宅新築住宅補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決定金額	備 考
新築(町内)のみ	244件	244件	244件	488,000,000円	

▼ (7) 大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決定金額	備 考
※土地、建物含む税込350万円以上	37件	37件	37件	18,500,000円	

▼ (8) 大槌町被災者住宅新築住宅引越補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決定金額	備 考
※防集事業・がけ近事業除く	215件	215件	215件	15,841,000円	

▼ (9) 大槌町被災者住宅再建事業利子補助金

区 分	相談件数	申請件数	決定件数	決定金額	備 考
※防集事業・がけ近事業除く町内自力再建	111件	111件	111件	262,839,730円	